

農地法第3条許可申請に必要な書類一覧

【申請書類（共通）】

共通（必ず必要なもの）	部数
申請書	2部
土地登記簿謄本	1部
土地整理図（公図）の写し	1部
案内図（住宅地図等）	1部
譲受人の国籍の確認できる書類（住民票の写し等）	1部
営農計画書	1部

【追加書類（該当する場合のみ）】

申請対象地が土地改良中の場合	部数
一時利用地指定通知書及び換地図	1部
市外取得者の場合	部数
農家基本台帳	1部
法人取得者の場合	部数
契約書の写し ※解除条件付き賃借の場合に必要	1部
法人登記簿謄本	1部
定款（法人印で原本証明したもの）	1部
決算書の写し（法人印で原本証明したもの）	1部
事業計画書	1部

※その他必要に応じ、関係書類の提出をお願いすることがあります。

農地の権利の取得に関する要件

次の要件をすべて満たさなければ、農地の権利の取得はできません。

要件	概要
全部効率利用要件	全ての農地で、効率的に利用し、耕作を行っていること。
農地所有適格法人要件	法人のみ該当。
農作業常時従事要件	取得者等の従事日数が原則 150日以上 であること。
地域の調和要件	地域の効率的・総合的な利用の確保に支障を生じないこと。

※取得後、原則3年間は農地転用できません。